2015 年 8 月 18 日

各位

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
（コード番号：8729　東証第一部）

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の 100%子会社であるソニー生命保険株式会社が下記プレスリリースを行いましたので、お知らせします。

記

ソニー生命保険株式会社　プレスリリース（添付）

【新商品】『生前給付定期保険（生活保障型）』の発売と既存商品の取扱変更について

以上

【お問合せ先】
ソニー生命保険株式会社　広報部広報課　（電話：03-3475-8813）

Sony Life

News Release

ソニー生命保険株式会社
〒107-8585　東京都港区南青山1-1-1　新青山ビル東館　http://www.sonylife.co.jp　（広報部）　TEL：03-3475-8813

平成 27 年 8 月 18 日
ソニー生命保険株式会社

【新商品】『生前給付定期保険（生活保障型）』の発売と既存商品の取扱変更について

ソニー生命保険株式会社（社長　萩本 友男）は、平成 27 年 11 月 2 日より新商品『生前給付定期保険（生活保障型）』を発売します。当商品は、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）・死亡・高度障害を保障する従来の「生前給付保険（定期型）98」に、特定障害状態および所定の要介護状態の保障を加えた生前給付分野の総合保障商品となります。

また、同時期より、米ドル建商品における保険料全期前納の米ドル入金の取扱開始、および指定代理請求人の範囲拡大の取扱変更を行います。

【新商品】『生前給付定期保険（生活保障型）』の発売について

１．発売の背景

当社では、大きな病気やケガをされ、収入の減少または治療費の支出など様々な経済的負担が発生した場合にもお客さまに安心して日常生活を暮らしていただけるよう、特定障害状態・要介護状態の保障を充実させた『生前給付終身保険（生活保障型）』（以下、現行商品）を平成 26 年 10 月に発売し、好評をいただいております。この度、一定期間の大きな保障を無理のない負担で準備したいというお客さまのニーズにお応えするために、現行商品の定期型にあたる『生前給付定期保険（生活保障型）』を発売し、商品ラインナップの充実を図ります。

２．「生前給付定期保険（生活保障型）」の特長

以下のいずれかに該当した場合に保険金をお支払いします（ただし、保険金のお支払いは保険期間を通じて１回のみとなります）。

三大疾病	悪性新生物（がん） 上皮内がん・悪性黒色腫を除く皮膚がん・責任開始期から 90 日以内に診断確定された乳がんを除く	責任開始期以後に、責任開始期前を含めて初めてがんに罹患したと医師によって診断確定されたとき
	急性心筋梗塞	責任開始期以後に左記の疾病を発病し、医師の診療を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	責任開始期以後に左記の疾病を発病し、医師の診療を受けた日から 60 日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

＜問い合わせ先＞　広報部広報課　TEL：03-3475-8813

遠い約束を果たすために
LIFEPLANNER VALUE.
ライフプランナーバリュー

「ライフプランナー」および「ライフプランナーバリュー」は、ソニー生命の登録商標です。

高度障害状態・特定障害状態	責任開始期以後、所定の高度障害状態または特定障害状態（身体障害者福祉法に定める障害の級別が 1 級､2 級または 3 級の身体障害者手帳を交付されたとき）になられたとき
要介護状態	責任開始期以後、公的介護保険制度で「要介護 2 以上」と認定されたとき、または、被保険者が満 65 歳未満のときに所定の要介護状態になられたとき
死亡保障	死亡されたとき

３．仕組図とご契約例

・被保険者：35 歳　男性

・保険金額：1,000 万円

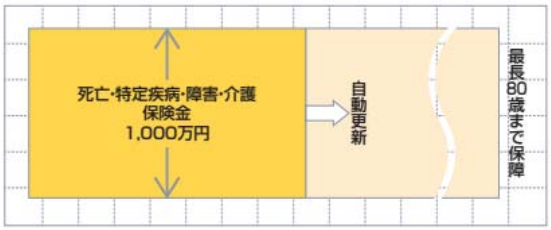
・保険期間：60 歳満了

・保険料払込期間：60 歳まで

・個別扱月払保険料：8,470 円

※保険料は年齢・性別により異なります。

◆イメージ図



４．保険料例

・保険金額：1,000 万円　保険期間：60 歳満了　保険料払込期間：60 歳まで

契約年齢	男性	女性
30 歳	7,370 円	7,630 円
40 歳	9,920 円	9,780 円
50 歳	14,340 円	12,050 円

【取扱変更】米ドル建商品における保険料全期前納の米ドル入金の取扱開始について

１．内容

お客さまの保険料入金の選択肢を拡大し、利便性を向上するために、米ドル建保険の保険料全期前納の米ドル入金の取扱を開始します。米ドル資産を保有しているお客さまは、米ドルを円に交換することなく、当社の米ドル建保険に加入することが可能となります。

２．対象となる保険商品

米ドル建終身保険、米ドル建養老保険、米ドル建特殊養老保険

３．実施時期

申込日および保険料領収日が平成 27 年 11 月 2 日以降となる契約から取扱を開始します。

【取扱変更】指定代理請求人の範囲の拡大について

１．内容

お客さまへの保険金・給付金支払をより確実に行うため、指定代理請求人の指定範囲を拡大します。

２．指定範囲（下線部が変更箇所です）

	改定後	現行
親族	被保険者の戸籍上の配偶者 （同居・同一生計を問わない）	被保険者の戸籍上の配偶者 （同居または同一生計に限る）
	被保険者の兄弟姉妹 （現行と変更なし）	被保険者の兄弟姉妹
	被保険者の直系血族 （現行と変更なし）	被保険者の直系血族
	被保険者の３親等内の親族 （同居・同一生計を問わない）	被保険者の３親等内の親族 （同居または同一生計に限る）
その他	被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者	－

３．取扱開始時期

契約日が平成 27 年 11 月 2 日以降となる契約から取扱を開始します。また、平成 27 年 11 月 2 日以前の既契約に対しても遡及して適用します。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「ご提案設計書」などを必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

以上